

# 平成25年度 下諏訪力創造チャレンジ事業

～「個性とアイデアあふれる活力あるまちづくり」～



町では、住民による自主的・主体的に取り組む公益事業に対して支援をしています。

下諏訪力創造チャレンジ事業は今年度で8年目を迎えました。これまで、地域において、さまざまな分野での活動が行われ住民主体のまちづくりが進められてきました。

平成25年度の申請事業については、4月6日（土）に申請者によるプレゼンテーションが行われ、審査会委員の審査を踏まえ、今年度は9件の事業を採択しました。

事業名	事業内容	支援金額
遊休地活用クラブ	昨年開拓した土地は良質の作物が収穫できなかったため、チップ、枯葉、有機肥料等で農地改良をする。野菜が軌道に載り次第、町内福祉施設や保育園等にも配布したい。	16万円
山吹城周辺の保護活動	山吹城周辺の整備を行い、自然歴史散策の場の提供や子どもたちが体験学習できる場とする。今年度は、城郭周辺の間伐や下草狩りの実施、境界確認を行う。	87万4千円
大見山登山道整備 (尾掛橋～大見山)	諏訪市と下諏訪町の境にある大見山は、下諏訪側の登山道が整備されていないので、案内標識、道標を設置して安全に登山ができるように整備する。	20万円
下諏訪町望湖台の環境整備、景観形成事業	住民の憩いの場として、樹木の伐採や傾斜地崩落防止の側溝整備、遊歩道の整備、植栽の計画をして景勝地の魅力を高めていきたい。	39万円
伏見屋邸ジュニアプロジェクト	地域を担う人材づくりの一環として、伏見屋邸をベースに活動するジュニアチーム（中学生）を従来の活動の延長の中で作り、地域でのフィールド活動を実施する。	7万円
下諏訪漫画コミックプロジェクト	コミックという新しいツールに注目し、多くの地域資源を持つ下諏訪を発信する方法として、地域の若手コミック作家と協同してコミック誌を製作する。	46万円
しもすわ「きれいになるう！」プロジェクト	これまで、あまりターゲットとされてこなかった「女性」の参加を促すためのイベントを開催し「きれいになりたい」という願望を、体験プログラムを通して実施する。	50万円
下諏訪まちなか大学	各商店が講師となり、予約制で各店の専門知識を受講者に必要実費のみの負担で提供し、専門性や個性を活かした講座を開講する。	40万円
鎌倉街道（富部地区）の整備及び史跡案内板設置	若宮神社を登った所にある鎌倉街道の整備を行う。区民で協力しながら、境界を確認して木杭を打ち、歩きやすいように平にしてウッドチップを敷く。	110万円

■お問い合わせ先 下諏訪町 総務課 企画係 電話27-1111 (258)

— 大切なあなたの一票を忘れずに! —

## 第23回 参議院議員通常選挙

投票日:7月21日(日) 投票時間:午前7時~午後8時

任期満了に伴う参議院議員通常選挙は、7月4日に公示され、7月21日に投票が行われます。選挙は私たちが政治に参加する大切な機会です。国政を託す貴重な一票を、忘れずに投票しましょう。

### ●参議院議員通常選挙

参議院には解散がないため、議員の任期満了（6年）により選挙が行われ、3年ごとに定数の半数が改選されます。

参議院議員の選挙には、各都道府県の区域を単位として行われる「選挙区選挙」と、全国を通じて行われる「比例代表選挙」があります。選挙区選挙は候補者名、比例代表選挙は候補者名または政党名を記載して投票します。

### 投票のできる人

- 日本国民であること。
- 満20歳以上であること。  
(平成5年7月22日までに生まれた人)
- 引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住居があること。  
(平成25年4月3日までに転入届をした人)

※平成25年4月4日以降に転入された方は、転入前の市区町村へ行き投票を行うか、または、転入前の市区町村の選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、下諏訪町で不在者投票を行ってください。

### 投票するとき

投票時間は、午前7時から午後8時までです。入場券に記載された投票所へ、入場券を持ってお出かけください。万一、入場券を紛失されても投票できます。また、各投票所では、投票に支障がある方にも安心して投票ができるよう、投票所の係員が対応いたしますのでお申し出ください。

### 期日前投票

投票日の当日、次の事由に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。

- 期日前投票のできる事由
  - ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある場合
  - ・旅行や用事などで出かける場合
  - ・病気や出産、身体の障害などのために歩行が困難な場合

### ■期日前投票の期間、場所

- ・期間：7月5日（金）～7月20日（土）
- ・時間：午前8時30分～午後8時
- ・場所：町庁舎2階 第2会議室

### ■期日前投票の方法

入場券を持参のうえ、期日前投票所にある宣誓書に記入し、係員の指示に従って投票してください。（印鑑は不要です）

### 不在者投票

仕事や用務などで町外に滞在中の場合、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。また、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院または入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。投票用紙等は、請求書に必要事項を記入のうえ、選挙管理委員会に請求してください。

### ■郵便等による不在者投票

身体に一定の障害のある人や要介護状態区分が要介護5の人は、郵便等による不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

■お問い合わせ先 選挙管理委員会  
電話27-1111 (内線212・213)



# 広報

No.604

## 光る美しいまち

発行 下諏訪町  
編集 総務課  
情報防災係

〒393-8501  
長野県諏訪郡下諏訪町4613-8  
☎ 0266-27-1111  
FAX 0266-28-1070  
下諏訪町ホームページアドレス  
http://www.town.shimosuwa.lg.jp  
E-mail=jyoho@town.shimosuwa.lg.jp